

平成30年度 下水道技術海外実証事業の公示

平成30年4月20日

国土交通省水管理・国土保全局長
山田 邦博

次のとおり、応募書類の提出を招請します。

1. 概要

(1) 事業目的 下水道技術海外実証事業（以下、「実証事業」という。）では、我が国の下水道技術を海外で実証し、その有効性等を確認するとともに、当該技術の普及活動を通じて理解醸成を図り、海外における我が国下水道技術の普及を促進することを目的とする。

(2) 事業内容

・実証試験

実証に必要な項目を抽出した上で、実証試験（モニタリング含む）を実施
実証試験結果の整理・評価

・普及方策の検討・普及活動

実証技術の普及方策の検討や実証事業期間内に実施可能な普及活動の実施
普及活動の例）セミナー・市民啓発・現場見学会・商談会の開催、
模型展示、人材育成、現地政府へのセールス活動など

・報告書の作成

実証試験や普及方策、普及活動の成果をとりまとめた報告書の作成

(3) 履行期限 平成31年3月20日（水）を予定

2. 実証事業の要件

(1) 対象技術 我が国企業が開発に関与した技術であって、国内の下水道事業において実績のある技術、または現地条件に適合させるため当該技術を改変させたものであること。

(2) 事前調整 現地政府等から実証試験の実施に関する了解を得られていること。

3. 応募者の要件

応募者は以下の要件を満たす民間企業等とする。

(1) 以下のAまたはBであること。

A 我が国に本社をおいている法人。

B Aを代表者とする、地方公共団体・日本下水道事業団・その他法人との共同事業者からなるコンソーシアム。但し、コンソーシアム構成団体は、法人として登記している団体に限る

(2) Aの法人が、以下の資格等を有すること。

1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- 2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 3) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成 26 年 3 月 19 日国地契第 97 号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
電話 03-5253-8111 (内線 34-137) ファクシミリ 03-5253-1596
電子メール itoh-t22s@mlit.go.jp

(2) 公募実施要領の交付方法

交付方法：水管理・国土保全局下水道部ホームページにおいて公開

(3) 提出書類の期限、場所及び方法

① 期限：平成 30 年 6 月 8 日（金） 17：00

（郵送の場合は、当日の消印有効）

② 場所：上記担当部局

③ 方法：持参又は郵送によること。電子メールのみによる応募は受け付けない。
提出書類の部数は以下のとおりとする。

- ・ 事業計画書 1 部（電子ファイル(PDF 版)含む)
- ・ 事業計画書(概要版) 1 部（電子ファイル(PDF 版)含む)
- ・ その他、事前調整が完了している旨の裏付け資料
- ・ 審査用書類 応募者が特定できないように固有名詞を全て削除した
事業計画書、事業計画書(概要版)：1 部（電子ファイル(PDF 版)含む)

※提出媒体は CD/DVD とし、必ずウイルスチェックをしてから提出すること。

※提出資料は原則として返却しない。

(4) 説明会の有無、日時及び場所等

①説明会の実施：無

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：4(1)に同じ。
- (3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 実施者として選定された者は、第三者委員会による審査の結果、最適な者として選定されたものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (7) 実施者の選定は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部が設置する第三者委員会の意見を聴取した上で行う。
- (8) その他の詳細は公募実施要領による。